

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主利益の最大化」の観点から、株主に対し経営の透明性を高めるとともに、適切かつ効率的な経営を目指すことであります。

当社の経営組織といたしましては、取締役会と監査役会を基本としつつ、戦略的かつ、取締役会における適切な意思決定を行うため、社長以下、役付取締役の4名を構成メンバーとする「経営会議」を設置しております。経営会議は、取締役会での議論に必要な情報を担当セクションから収集し、必要に応じて弁護士や公認会計士等の第三者の立場から意見を聴取したうえで議論を行い、情報と論点の整理を行っております。取締役会ではこれをもとにさらに議論を重ね、会社としての最終的な経営意思決定を行っております。

取締役会については16名で構成されております。現時点では社外取締役は設置していませんが、経営に対する責任を明確化するために取締役の任期を1年としております。

監査役会については、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成する監査役会の機能強化による監督機能の充実に努めております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】更新

| 氏名または名称                              | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|--------------------------------------|------------|-------|
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー             | 13,918,754 | 10.83 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)            | 6,663,100  | 5.18  |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント | 6,542,899  | 5.09  |
| 寺町彰博                                 | 5,842,900  | 4.54  |
| ザチェースマンハッタンバンク385036                 | 5,504,100  | 4.28  |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505224       | 3,817,200  | 2.97  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)              | 3,060,100  | 2.38  |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225       | 2,208,262  | 1.71  |
| 株式会社みずほコーポレート銀行                      | 2,123,800  | 1.65  |
| FTC株式会社                              | 2,074,000  | 1.61  |

### 3. 企業属性

|             |               |
|-------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部        |
| 決算期         | 3月            |
| 業種          | 機械            |
| (連結)従業員数    | 1000人以上       |
| (連結)売上高     | 1000億円以上1兆円未満 |
| 親会社         | なし            |
| 連結子会社数      | 10社以上50社未満    |

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|            |         |
|------------|---------|
| 取締役会の議長    | 社長      |
| 取締役の人数     | 16名     |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

#### 現状の体制を採用している理由

経営監督機能と業務執行機能を分離させるため、役付取締役は担当業務を有さないものとし、監督機能の独立性を確保しております。加えて、使用人を兼務している取締役による相互監視と社外監査役を含む監査役による経営の監査を行うこととしております。また、社外監査役が取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告に関する聴取を行っており、経営に関する監視機能を十分に発揮しているものと考えております。

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の人数     | 4名     |

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人と連携し、随時会計監査人から監査の経過、内容につき報告を受けており、監査の実施状況、結果につき把握するようにいたしております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社は内部監査室を設置し、内部監査規程に基づいて、業務執行の忠実性、確実性、合理性、さらには経営効率性を評価すべく、内部監査を恒常的に実施しております。監査役は監査業務に必要な事項を内部監査室の職員に指示し、連携して監査手続きを遂行しております。

|            |        |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数   | 2名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性  | 会社との関係(1) |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 渡邊 滯夫 | 税理士 |           | ○ |   |   |   |   |   |   | ○ |
| 米 正剛  | 弁護士 |           |   |   | ○ |   |   |   |   | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|----|--------------|------------------|
|    |              |                  |

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 渡邊 滯夫 | _____ | 税理士としての幅広い経験、見識を活かして、当社の経営に対するチェックを行っていただくため。 |
| 米 正剛  | _____ | 弁護士としての幅広い経験、見識を活かして、当社の経営に対するチェックを行っていただくため。 |

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社は毎月定例取締役会を開催しており、社外監査役2名のうち1名、または両名が必ず出席しております。さらに毎月開催している監査役会およびTHKグループ監査役会にも同様に出席し、監査内容についての積極的な意見交換を行っております。

#### 【インセンティブ関係】

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

#### 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は職務執行の対価として支払われるべきものと考えておりますが、取締役の業績向上意欲をより高めるために報酬体系を見直すかどうかについては今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
|-----------------|--|

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)     |
| 開示状況 | 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示 |

#### 該当項目に関する補足説明

##### 役員報酬の内容

定款又は株主総会決議に基づく報酬 取締役18名 329百万円、監査役5名 49百万円(うち社外監査役2名 16百万円)

・上記には、平成20年6月21日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。

・上記の他に、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額101百万円があります。

・上記の他に、平成20年6月21日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対し、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。

|         |                |
|---------|----------------|
| 役員退職慰労金 | 28百万円(退任取締役2名) |
|         | 23百万円(退任監査役1名) |

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制については、社内監査役と同様に内部監査室がスタッフ業務を務めております。また、社外監査役は各部門からの報告内容を把握するため、月例の全社会議に出席いたしております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

役付取締役から構成される経営会議は必要に応じて随時開催されております。

##### 監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名：川口勉(太陽ASG有限責任監査法人)、田尻慶太(太陽ASG有限責任監査法人)

監査業務に係る補助者の構成：公認会計士10名、その他20名

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明   |
|-----------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 機関投資家や海外投資家等、実際に招集通知が手元にきてから、議決権を行使するまでの期間が短い株主に対し、行使するまでの時間が少しでも多くとれるようにするため、約3週間前の発送としました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は1名でも多くの株主の方にご出席していただきたいとの趣旨のもと、株主総会の集中する6月末を避け、比較的出席しやすいと思われる6月中旬の土曜日に株主総会を開催しております。      |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行のサイトを經由して、インターネットによる議決権の行使が可能です。また東証プラットフォームに参加しました。                      |
| その他             | 議決権の行使を促進するため、当社ホームページに招集通知(日本語版・英訳版)を掲載するとともに、実質株主判明調査の結果をもとに、国内外の機関投資家に決算短信・招集通知を送付しております。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明  | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 半期、期末の決算発表翌日に決算説明会を開催しております。この他、必要に応じて投資家向け説明会を開催しております。                                    | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 代表者自身が少なくとも年に1回は海外の機関投資家を訪問し、説明会を開催しております。  | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 日本語ページと日本語と同等の内容の英語ページを設け、外部に公表している全てのIRツール(決算短信、決算説明会での配布資料、決算説明会の動画、アニュアルレポート等)を掲載しております。 | あり            |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IR課を設置しております。   |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明  |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社はTHK基本方針を制定し、社内の全ての規程、行動規範に優先するものと位置付けております。そのTHK基本方針において、当社は全てのステークホルダーに対し適正かつ公平な情報開示を行うことを宣言しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 環境保全活動としては、当社製品からの有害物質の排除および温暖化ガスの削減を基軸に据えた環境負荷低減の取り組みを図っております。また、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。                |

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### ■ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当会社の業務を適正に確保するための体制を以下のとおり整備しております。

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「THK基本方針」を制定する。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会およびその下部組織として、各業務部門の代表をメンバーとするコンプライアンス部を設置する。コンプライアンス委員会は、社外の専門家もそのメンバーに加え、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。法令上疑義のある行為等について、従業員が、匿名で、社外の専門家にも直接情報提供を行なう手段として、「THKヘルプライン」を設置、運用する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧することができるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理、新型インフルエンザ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行なうものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はリスク管理室がこれを行なうものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を定める。各部門を担当する取締役は、その目標達成のために各部門の具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。取締役会は、ITを活用して月次および四半期ごとの進捗状況をレビューし、必要に応じて改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

#### 5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。当社取締役およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会ならびに当社およびグループ各社における内部統制に関する前記の担当部署へ報告する。担当部署は、内部監査報告の結果を受けて、必要に応じてグループ各社に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行なう。また、財務報告の信頼性を確保する体制としては、グループ各社を対象とする「財務報告に係る内部統制規程」を設け、整備および運用を行なう。

#### 6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

#### 7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、THKヘルプラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告者、報告受領者、報告の時期等の報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとするが、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、および、重大な法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、使用人から監査役に直接報告することができるものとする。

#### 8. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長、専務取締役、常務取締役それぞれとの間の定期的な意見交換会を開催する。

### ■ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当会社の反社会的勢力排除に向けた体制を以下のとおり整備しております。

#### 1. 当社は、「THK基本方針」において「反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応」することを宣言しております。

2. 当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、特防連)に加盟し、特防連等の主催する月例会等で情報を収集するとともに、経営戦略室で情報の一元管理を行っております。

3. 当社は、反社会的勢力から不当要求があった場合には、経営戦略室およびリスク管理室が対応することとしております。その際、所轄の警察署等と連携をとりながら、特防連の講習等に参加した経営戦略室およびリスク管理室の職員が対応し、必要に応じて顧問弁護士を通じて法的手段に訴えるなどして断固とした姿勢で対応することとしております。

4. 当社は、反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力と関係がないことを約した誓約書を提出いただくように努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

